

平成28年度 第2回 西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成28年5月20日（金） 午後2時30分から午後2時47分まで

2. 場所： 西宮市役所 東館805会議室

3. 出席者：

【委員】（15名）

（会長）	1番	吉田	昭光
（会長職務代理者）	2番	坂口	文孝
（委員）	3番	草加	智清
	4番	西田	いさお
	5番	岡田	義治
	6番	茶谷	勝視
	7番	大前	輝雄
	8番	松本	俊治
	9番	森畑	義明
	10番	奥村	幸弘
	11番	丸	幸良
	12番	松田	秀夫
	13番	二本松	義人
	14番	高田	孝
	15番	前田	豊

【事務局】

（事務局長）	増尾 尚之	（産業部長）	部谷 昭治
（主査）	吉田 順二		
（副主査）	東 孝二		
（副主査）	錢田 広之		

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

- 【議案第4号】 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件
＜審議結果：承認＞
- 【報告第6号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第7号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第8号】 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件
- 【報告第9号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容：

午後2時30分 開始

議 長

委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議 長

異議なしとのことでございますので、10番 奥村委員と、11番 丸委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第4号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、議案第4号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書の1ページをご覧ください。【議案書朗読】
まず、添付の地図をご覧ください。本件は、本申請地に隣接する宅配業者の来客用駐車場が、市道の拡幅によりスペースが減少するため、その代替地を確保する為に、申請者が所有する隣接農地の一部を駐車場へ転用許可申請するものです。
本申請地は、市街化調整区域となっております。市街化調整区域内農地での転用手続きについては、農地法第4条第1項の規定に基づき、当該農地の所在する市の農業委員会が、県知事に対して意見書を送付し、許可を得ることとなっております。本日お配りした資料「農地等の転用の許可申請に係る意見書」をご覧ください。【意見書朗読】
本申請地については、内容に記載のとおり、側道に上下水管が埋設されており、転用地から概ね500m以内に2以上の教育施設・医療機関等（夙川宝保育園、アガペ甲山病院等）があるため、兵庫県農地転用許可基準の第1「立地基準」（農地の区分に応じた許可基準）のうち、「第3種農地」に該当いたします。また、申請者の資力・信用については、金融機関の残高証明書にて確認し、計画日程及び内容からも、事業目的が果

たされ、周辺農地への影響についても問題ないと判断されますので、許可相当と考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いいたします。高田委員、お願いします。

高田委員

議案第4号についてご説明いたします。鷲寺町2丁目の申請農地は、添付の地図でもお解かりいただけたと思いますが、県道82号線鷲林寺町交差点から東へ約180メートルのところにあります。

申請の農地は、耕作地として適正に保全管理されています。なお、駐車場への転用については、特に問題ないと思われまます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

委員一同

(質問意見なし)

議 長

なければ、議案第4号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、意見書をつけて県知事に進達することにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第4号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、県知事に進達することにいたします。

続きまして、これより報告案件に入ります。報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局

議案書の2ページをお願いいたします。報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございます。**【議案書朗読】**

本申請地については市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(質問意見なし)

議 長

質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

- 事務局 報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございます。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。よろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
- 委員一同 (質問意見なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。
続きまして、報告第8号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
- 事務局 報告第8号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」でございます。【議案書朗読】
以上2件とも、添付書類も含めて通知要件を満たしておりましたので、報告します。よろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。
- 委員一同 (質問意見なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。
続きまして、報告第9号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。
- 事務局 報告第9号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございます。【議案書朗読】
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。なお、関係委員様にも確認させていただいております。よろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
- 委員一同 (質問意見なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。
それでは、本日本日予定いたしておりました案件はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時47分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)